

第20回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催月日 平成23年9月21日(水)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員27名

4 出席委員 25名

1番 花澤 信一	2番 鈴木 俊郎	3番 平戸 正己
5番 葛田 秀治	6番 武内 章一	7番 小川 良夫
8番 長谷川 良二	9番 木村 總一郎	10番 伊井 勝實
11番 鳥海 夫男	12番 鈴木 弥須雄	13番 遠山 修
14番 鶴岡 公一	15番 葛田 吉弥	16番 石井 文夫
17番 御園 豊	18番 藤井 幸光	19番 榎本 雅司
20番 勝畑 孟志	22番 渡辺 喜一	23番 前橋 勇
24番 川島 三夫	25番 高橋 一夫	26番 川名 康夫
27番 石井 清治		

5 欠席委員 2名

4番 古川 晃市	21番 飯塚 健史
----------	-----------

6 出席事務職員 3名

鹿島事務局長	佐久間主幹	鈴木主査
--------	-------	------

◎開 会

平成23年9月21日午後3時00分 開会

○議長（勝畑孟志君） ただいまより第20回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、27名中25名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。4番、古川晃市委員、21番、飯塚健史委員です。

次に、14番、鶴岡公一委員から本日おくれる旨の報告がありました。

◎議事録署名委員の指名

○議長（勝畑孟志君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

13番、遠山修委員、15番、葛田吉弥委員を指名いたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可分）

○議長（勝畑孟志君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（委員会許可分）を議題といたしますが、議案第1号の1については、委員本人にかかわる案件で、農業委員会法第24条の規定により議決参加できませんので、審議が終了するまで、関係委員の退席を求めます。

〇〇番、〇〇〇〇委員。

〔〇〇番 〇〇〇〇君退席〕

○議長（勝畑孟志君） それでは、議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第1号の1についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、譲渡人からの買い取りの申し出を受けての農業経営の拡大です。場所は、飯富字東ノ下です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

会議資料3ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります。全部効率利用要件につきましては、遊休農地はなく、機械の保有など問題ありません。農作業常時従事要件につきましては問題ありません。下限耕作面積要件につきましては、耕作面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、近隣で調和した農作業を実施しており、問題ありません。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、長谷川良二委員、お願いします。

○8番（長谷川良二君） 8番、長谷川です。9月17日、午後現地を見させていただきました。非常に

きれいに稲も刈り取ってありました。〇〇さんは生活費に充てたいということでございました。〇〇さんについては、今事務局さんのほうから説明がございましたが、トラクター3台、耕運機1台、田植機2台、コンバイン2台、乾燥機3台、もみすり機1台と問題がないと思うわけでございます。皆さんの慎重審議をお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定します。

〔〇〇番 〇〇〇〇君着席〕

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。議案第1号の2についてご説明申し上げます。

本件は、奈良輪在住の方が同一世帯内での贈与を行いたいとするもので、土地の所在、権利関係については議案記載のとおりでございます。

権利者の営農状況については、議案資料に添付してございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 本案件につきましては、同一世帯内での贈与ですので地元委員の意見及び現地調査の報告は省略して、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定します。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。議案第1号の3についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、譲渡人の農業経営の縮小による譲渡の要望を受けよう

とするものです。場所は神納字田島です。現地を確認したところ畑となっております。9月12日に事務局において確認いたしました。作付等はされておらず、草が生えておりましたが、草の背は低く管理しているようでした。

会議資料7ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない農地がありますが、水利がなく不整形で耕作できない土地とのことです。また、従前から居住地として使用している土地とのことです。貸付地がございます。この貸し付けにつきましては、農業経営基盤強化促進法による農地の集積に協力したものでございます。農機具等については問題ありません。農作業常時従事日数につきましては、世帯で160日となっております。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、自作地が近くにあり、地域の基準に従い耕作するとのことです。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告でございますが、私が担当する案件でありますので、この場で報告をさせていただきます。

ただいま事務局から説明のありましたとおり、申請地の現況でございますが、農地として保全管理されておりまして、いつでも耕作できる、そのような状況になっております。なお、譲受人の方は、地元で農機具等一式そろえておりまして、農業をしっかりとされている方です。譲り受けた後につきましても適正に管理できるものと思っております。

以上でございますので、よろしくご審議お願いいたします。

説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定します。

次に、議案第1号の4について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の4についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は自宅に隣接した農地であり、耕作に便利であることから取得したいとのことです。場所は川原井字寺地です。現地を確認したところ耕作されておりました。

会議資料9ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許

可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない農地がございますが、進入路が狭く、農業機械が入らないため耕作できない土地であり、鳥獣被害もあるとのこと。農機具等については問題ありません。農作業常時従事日数につきましては、申告書では300日となっておりますが、現在は430日、世帯で従事しているとのこと。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、これまでどおり畑として使用することです。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

17番、御園豊委員、お願いします。

○17番（御園 豊君） 御園でございます。ただいまの件につきまして補足をさせていただきます。

9月10日、〇〇さんからお話がございます。現地を確認したところ、今事務局が申しあげましたように、きれいに菜園として耕作をしておりました。お話を聞くところによりますと、ご承知のように宅地に隣接しているために、20年以上借りて家庭菜園として作物を自給自足の面で作っておるということで、このたび売り主のほうからのお話があって、譲っていただけるということで、今までもつくっておったし、庭先菜園ということで非常に利便性のいい土地だということを買わせていただくということになったそうでございます。地元委員としては、すばらしいいい条件であるのではないかなと思っておりますので、ひとつご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の4について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については、許可と決定します。

次に、議案第1号の5について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の5についてご説明申し上げます。

本件は、百目木在住の方が経営移譲年金を継続して受給するため、売買により取得した農地を後継者へ使用貸借しようとするものです。権利の種類は使用貸借権の設定でございます。期間は20年です。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 本案件につきましては、経営移譲年金を受給するための申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の5について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については、許可と決定します。

次に、議案第1号の6について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の6についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は当該農地について、所有地に隣接しており、管理、耕作に便利であることから、売買の申し入れをし、譲渡人がこの申し入れを受けたものです。場所は岩井字宮ノ下です。現地を確認したところ、植木畑として管理されておりました。

会議資料13ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない農地がございますが、取得前に埋め立てられており、トラクター等で耕うんできないことから、除草等管理している土地とのことです。貸付地がございますが、本貸し付けについては合意解約を受理しております。農機具等については、借用により作業しているとのことです。農作業常時従事日数につきましては、申告書では譲り受け本人のみで30日となっておりますが、農作業については従事者は3名で、譲受人が120日、妻が60日、子が100日ということで、世帯で290日従事しているとのことです。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、植木畑として使用し、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法は地域の基準に従うとの申し出がなされています。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、武内委員、お願いします。

○6番（武内章一君） 6番、武内です。9月12日に権利者と話をしました。この土地はもう20年以上権利者、〇〇さんが借りてつくっておったのですけれども、この際狭い土地ですけれども、要するに〇〇さんがもうそろそろ買ってもらえないだろうかということで話をして、一応買うような形をとったわけなのですけれども、隣接しているのが事務所で植木屋をやっているもので、植木が余ったのと

か、また多少の野菜とか、そういうものを今までつくったのだけれども、どうしてもすぐ近くだから欲しいというようなことで、話し合いの結果、売り買いが成立したようなことでございます。何分にも農業を余りやっていない人で農地を買うということは、皆さんにも抵抗があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

前橋委員。

○23番（前橋 勇君） 23番、前橋です。この申告書、所有農地及び耕作地に関する申告書の4番ですけれども、農家分類とアンケート、これ何もないのですけれども、こういうのは、ほかの人は結構ここにみんな耕作放棄地なしとかありとか、ずっと番号で転記して入れてあるのですけれども、余りにも、申告書ですから、やっぱりこれ受けるときに目を通すなりして、やはりこういうのはわかりやすい方法でひとつお願いしたいと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。主な販売収入、何も機械買っていないのですが、植木なりお米なりなんなり、いろいろあると思うのですけれども、そういう部分、いかがですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局、説明願います。

○事務局（鈴木良宏君） 今前橋委員よりご指摘がございました農業経営の申告書につきましては、本年度につきましては、きちんと耕作状況ですとか従事日数とか、きちんと確認して、みずからきちんと申告するよということ、その旨指導してございます。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） そのほかにごございますか。

榎本委員。

○19番（榎本雅司君） 先ほどの説明ですと、植木畑。

○6番（武内章一君） ええ、植木畑というよりも、余った植木を植えているぐらいです。

○19番（榎本雅司君） ここだと登記簿、現況地目、宅地となっているのですけれども、ここの説明の現況地目は宅地ということになっているのですけれども、実際はどうなのですか。敷地と一体化された……

○6番（武内章一君） 事務所の隣が12ページのところを見ると……

○19番（榎本雅司君） 現況地目宅地とこっちに書いてあるのですけれども、これ宅地と一体化したらどうなのですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局、何かわかりましたら、説明をお願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 現地につきましては、事務所と、南総昭和線が間になるところになるのですけれども、塀で囲われている中で、そこに植木が植えられておりまして、きちんと管理されておりました。植木畑のような形で管理されておりました。

○19番（榎本雅司君）　ということは、これは宅地ではないわけですね、現況は植木畑になると。
○事務局（鈴木良宏君）　植木畑です。現況は植木畑になっております。これは、事務局のほうでも現地確認しております。

○19番（榎本雅司君）　では、宅地ではないということですね。

○事務局（鈴木良宏君）　はい。

○議長（勝畑孟志君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君）　質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の6について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君）　賛成全員でございます。

よって、議案第1号の6については、許可と決定しました。

◎議案第2号　農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君）　次に、議案第2号　農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間　章君）　それでは、議案第2号の1について説明申し上げます。

本件は、木更津市朝日二丁目に在住の個人が久保田在住の祖父の所有する農地を使用貸借によりまして専用住宅用地に転用したいとする案件でございます。

総会資料の14ページの位置図をごらんください。申請地は浜宿団地に近接し、生産性は低い農地と考えられます。このようなことから第2種農地であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。なお、農地面積につきましては68.91平米であります。農地以外で2筆ございまして、地目は雑種地で、合計で約206平米となっております。排水につきましては、道路占用許可の申請がされておりまして、汚水雑排水は、区域外地区であります。本下水道へ接続可能であることから接続して排水されます。このようなことから、宅地に転用することに支障はないものと思われま

す。説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君）　事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、伊井勝實委員、お願いします。

○10番（伊井勝實君）　10番の伊井です。去る15日、〇〇さんの代理人の方と会いまして、現地を一緒に見てまいりました。現地は草を刈られてきれいになっておりました。場所は今事務局が言ったように、浜宿団地の一角、道路挟んで反対側になっております。その道路には、もう上下水道、ガスと電

力通っている場所でした。その場所も道路沿いが雑種地で、奥のほうは農地になっておりました。そういう説明を受けて全部見てまいりまして、調整そのものはきれいに平らになっておりました。それから、〇〇さん、これ〇〇さんの孫に当たります。現在木更津のアパートに住んでいて、子供も大きくなったために、手狭になったからじいちゃんの土地に建てたいという話を聞きました。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定されました。

次に、議案第2号の2について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第2号の2についてご説明申し上げます。

本件は、蔵波在住の個人が同所在住の妻の母親の所有する農地を使用貸借によりまして専用住宅用地に転用したいとする案件でございます。

総会資料の16ページが位置図となっております。申請地は蔵波中学校のグラウンドと道路を挟んで向き合う状況で、宅地が混在しておりまして、第2種農地と判断されます。土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。排水につきましては、道路占用許可の申請がされておりまして、汚水は合併浄化槽で処理し、その後雨水と合流の上、既存の道路側溝へ排水されます。転用することに特に支障はないものと思われまます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局からの説明が終了いたしましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

25番、高橋一夫委員、お願いします。

○25番（高橋一夫君） 25番、高橋です。本来であれば、飯塚さんの担当の場所なのですが、それがまた体を壊されたみたいで、自分がちょうど頼まれましたので、聞き取り調査をしましたので、報告します。

9月19日4時、聞き取りをしました。地主の〇〇さんと娘婿の〇〇さん、2人と現場で説明を受けました。図面の16と17です。家族は、〇〇さんが3人、おばあさんの〇〇さんが4人だそうです。〇〇さんの土地を借りて〇〇さんが建てたいそうです。先行きはお母さんから、娘婿なのでもらい受け

るそうです。現場は〇〇さんの家の真ん前で、ちょうど庭のようなところ。そこに柿、梅、桃、キュウリが植えられていました。果樹を抜根して建てるそうです。何ら問題ないと考えます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定されました。

次に、議案第2号の3について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第2号の3についてご説明申し上げます。

本件は、蔵波在住の個人が奈良輪在住の所有者から申請地を売買によって取得しまして専用住宅用地に転用したいとする案件でございます。

総会資料の18ページの位置図をごらんください。申請地は、周囲に農地、住宅が混在する第2種農地でありまして、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。排水につきましては、道路占用許可が申請されておりまして、汚水は合併浄化槽で処理して、その後雨水と合流の上、既存の道路側溝へ排水されます。転用することに特に支障はないものと思われま。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

27番、石井清治委員、お願いします。

○27番（石井清治君） 27番、石井です。9月14日午前11時15分ごろ、代理人さんと現地にて会いまして説明を受けました。現地は奈良輪北通りから30メートルぐらい入った左側であります。現地は耕作をされておらず、雑草を刈り取ってありました。譲受人は現在市内の貸し家に在住しておりますが、妻と子供1人の3人で住んでいるそうです。子供の成長に伴いまして手狭になりましたので、専用住宅用地にこの場所を選定したようであります。住宅用地に転用しても支障のないものと思われまので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

前橋委員。

○23番（前橋 勇君） ○〇さんと〇〇さんの間柄はどういう関係でしょうか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 他人です。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の3について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については許可相当と決定されました。

次に、議案第2号の4について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第2号の4についてご説明申し上げます。

本件は、木更津市請西東に在住の個人が野里在住の父親の所有する申請地を使用貸借によりまして農家分家住宅用地に転用したいとする案件でございます。

総会資料の20ページ的位置図をごらんください。申請地は、周囲に農地、住宅が混在する第2種農地でありまして、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。排水につきましては、汚水、雑排水は集落排水へ接続をして排水をします。雨水につきましては、敷地内浸透処理といたします、特に転用することに支障はないものと思われま。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

22番、渡辺喜一委員、お願いします。

○22番（渡辺喜一君） 22番、渡辺です。説明いたします。

9月16日14時、代理人の〇〇設計の〇〇さんと現場で落ち合って説明を受けました。転用目的は事務局が言ったとおりです。場所は、この図面だとなかなか主立った目標地がないのでわかりにくいのですが、この近辺の東側大体400メートルぐらいのところにある土地です。この土地は、現状は親の家があって、その敷地内に畑があるのですが、畑といってももうほとんど何も植えていなくて、きれいに草もないような状況でした。確認いたしました。それから、権利者と義務者は親子関係ということです。それから、事務局が先ほど言いましたように、家庭の汚水というのですか、排水は集落排水のほうに接続するというのです。これはもう飛び出しが家のすぐ前まで来ておいて、それに接続するというようなこと。それで、この土地の周囲は親の土地がほとんど占めておいて、道路の下の空き地もあるのですが、それも〇〇さんの所有地だそうです。確認した結果、特に

問題はないと思いますので、ご審議のほうよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の4について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の4については許可相当と決定されました。

◎議案第3号 平成23年度第5次農用地利用集積計画承認の件

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第3号 平成23年度第5次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第3号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。

今回の申請は、利用権の設定が10件で4万7,376平方メートルとなっております。

内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書案9ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権設定を受ける方の経営状況等が記載されております。現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。有限会社〇〇〇〇〇ですが、申請面積は16.19アール、〇〇さんですが、申請面積は119.49アール、〇〇さんですが、申請面積は98.67アール、〇〇さんですが、申請件数が2件で、申請面積は23.75アールと58.56アールの合計82.31アールです。〇〇さんですが、申請面積は17.28アール、〇〇さんですが、申請面積は4.95アール、〇〇さんですが、申請面積は100.95アール、〇〇さんですが、申請面積は20.42アール、〇〇さんですが、申請面積は13.50アールとなっております。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決をされました。

◎追加議案第1号 袖ヶ浦市農業委員会委員の辞任について

○議長（勝畑孟志君） 以上で日程第2の議案審査が終了したところですが、追加議案がありますので、審査をお願いいたします。

追加議案第1号 袖ヶ浦市農業委員会委員の辞任についてを議題といたします。

追加議案第1号については、委員本人にかかわる案件で、農業委員会法第24条の規定による議決参加ができませんので、審議が終了するまで関係委員の退席を求めます。

9番、木村總一郎君。

〔9番 木村總一郎君退席〕

○議長（勝畑孟志君） それでは、追加議案第1号について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、説明をお願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、追加議案第1号についてご説明申し上げます。

袖ヶ浦市農業委員会委員の辞任に係る同意について、農業委員の辞任願に伴い、農業委員会等に関する法律第16条の規定に基づき、農業委員会の同意を求めるものでございます。

提案理由でございますが、平成23年9月12日付で木村總一郎委員から平成23年9月30日をもって辞任願が提出され、これを受理するに当たり、農業委員会等に関する法律第16条の規定に基づき同意を求めるものでございます。

説明は以上です。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の議案の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

高橋委員。

○25番（高橋一夫君） 木村さんのもう少し細かい辞任の理由はわかりますか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局長（鹿島秀明君） 木村さんにつきましては、一身上の都合ということで理由が挙がっております。ただ、高齢のために、農地、市街化区域内に農地をお持ちでしたけれども、もう高齢のために農業をやらずに土地の他の利用を考えたいと、そういう理由がございます。そういう中で、農業委員の資格、こういうものが欠けてしまうということで、理由としては高齢のために農地をやめたいと、そういうことでございます。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

追加議案第1号について、辞任に係る同意について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、追加議案第1号については同意されました。

〔9番 木村總一郎君着席〕

◎報告事項

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 報告第1号です。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届に関する専決処分につきまして、袖ヶ浦市農業委員会庶務規程第11条第7号の規定により、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。なお、専決処理期間は平成23年8月1日から8月31日まででございます。

次に、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届け出の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会庶務規程第11条第7号の規定に基づきまして局長専決にて処理いたしましたので、ご報告いたします。なお、専決処理期間は平成23年8月1日から8月31日までとなっております。

報告は以上です。

○議長（勝畑孟志君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第4、その他に入ります。

何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 本日の日程はすべてこれで終了いたしました。

◎閉 会

○議長（勝畑孟志君） これをもちまして第20回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後3時45分 閉会